

# 昭和女子大学学友会規約

## 第1章 総則

第1条 本会は、昭和女子大学学友会と称し、本部を大学内に置く。

第2条 本会は、昭和女子大学の全学生を以って会員とする。

第3条 本会員は、所属クラス会に出席する権利および義務があり、その他の会議には、傍聴者として出席し、議長の承認を得て発言することができる。

第4条 本会は、昭和女子大学の建学の精神に則り、学生の自治活動により大学と協力しながら学生相互の研学・修徳・親和をはかり、併せて学生の総意を反映・実現し学園生活の向上発展に資することを目的とする。

第5条 本会に会長、副会長を置き、学生の中から選出された代表者が、これにあたる。

第6条 本会におけるクラス学生総会および各委員会に、学生部長および学生部委員を顧問とする。

第7条 この規約を変更するには、クラス学生総会の議決を経て、同数の教職員（学長、副学長、学生部長および次長）と会長、副会長を含む代表委員会の委員とで構成された学生問題協議会の承認を必要とする。

## 第2章 組織および運営

第8条 本会は、クラスを代表するクラス委員を通じ、本学の全学生が本会活動に参加しその意思を反映させるクラス代議制をとることとし、次に掲げる委員会等から組織する。

### 第1節 クラス学生総会

第9条 クラス学生総会は、本会の最高決議機関とし、学科・学年各2名のクラス委員代表者および第2節に定める代表委員会の委員で構成される。

第10条 クラス学生総会は、次の事項を決定する。

1. 代表委員会から提案された事項
2. 予算および決算
3. 規約案および同改定案
4. 会長、副会長その他執行委員の選出

第11条 クラス学生総会には、次の役員を置き、クラス学生総会ごとに選出する。

1. 議長 1名 クラス学生総会を代表し、議事を整理し、会務を統括する。
2. 副議長 2名 議長を補佐し、議長に事故ある時は、その任務を代行する。
3. 書記 2名 議事録の作成、保管を行う。

第12条 クラス学生総会を分けて、定例総会と臨時総会とする。

1. 定例総会は、前期・後期各2回これを開く。
2. 臨時総会は次の場合開くものとする。
  - (1) 代表委員会が必要と認めた場合
  - (2) クラス学生総会の全委員の3分の1以上の要請があった場合

第13条 クラス学生総会は、会長がこれを召集する。

第14条 クラス学生総会の開会および議事内容は7日前に、または緊急の場合であっても、1日前までにこれを公示しなければならない。

第15条 クラス学生総会は次の場合成立する。

1. クラス学生総会の全委員の3分の2以上の出席があった場合
2. 議題についての有効投票数がクラス学生総会の全委員の3分の2以上あった場合

第16条 クラス学生総会の議決は次のとおりとする。

1. 前条第1項の場合出席者の過半数
2. 前条第2項の場合有効投票数の過半数

ただし、規約改定の場合のみ3分の2以上とする。

第17条 クラス学生総会の委員は1人1議決権（票）を有し、止むを得ない事情がある場合は、委任状によることができる。

## 第2節 代表委員会

第18条 代表委員会は、次の事項を行う。

1. クラス学生総会で議決した事項
2. クラス学生総会への提案
3. 各機関との連絡と調整に関する事項
4. その他全学生に対する公示、報告、調査等執行機関としての任務に関する事項

第19条 代表委員会は、次の学友会執行部委員および第3節に定める各種委員会委員長および副委員長からなる。

1. 会長 1名 代表委員会を代表し、これを統括する。
2. 副会長 2名 会長を補佐し、会長に事故ある時は、その任務を代行する。
3. 書記 2名 議事録の作成、保管を行う。
4. 会計担当 2名
5. 企画広報担当 2名

第20条 会長・副会長その他執行部委員の任期は1年とする。ただし重任を妨げない。なお欠員が生じた場合は補欠選挙を行い、補欠者の任期は前任者の残任期間とする。執行部委員新旧交代にあたっては、その業務の重要性に鑑み、3か月を目途として引継ぎ期間を置く。

第21条 会長・副会長その他の執行委員に立候補する者は、代表委員会に申し出るものとし、代表委員会はこれに基づき候補者を取り纏め、クラス学生総会にて選出する。会長、副会長は、この規約に定めるいずれかの委員会で1年以上の経験を有することが望ましい。

第22条 代表委員会は、必要に応じ、会長の召集によって随時開くものとする。

## 第3節 各種委員会

第23条 代表委員会の下部機関として、次の委員会を置く。

### 1 クラス委員会

(1) クラス員相互の協力と調和をはかり、クラスアドバイザーとの連携を密にして、クラスの向上と生活目標を達成するため、協議を行う。

(2) クラスの代表であるクラス委員で構成される。各クラス委員は、クラス全体の意見を聴取・取纏め、これをクラス委員会その他各種委員会、代表委員会、クラス学生総会に反映させるように、またこれら委員会の決議、提案をクラスにて周知徹底、理解してもらうように努めるものとする。

(3) クラス委員会の中に次の委員会を置く

#### ①総務委員会

学生の日常生活指導の検討、学生生活全般の向上、推進に努める。

#### ②学報委員会

月刊「昭和学報」の企画、取材、原稿収集、編集などを担当し、学報の発行に従事する。

③ボランティア委員会

誰もが人間らしく豊かに暮らしていける学生生活を目指し、自らが身近なところで  
きる活動を推進する。

④エコロジー委員会

学生一人ひとりが地球環境に何ができるかを考え、学園の環境保全活動と連携し活動  
する。

2 クラブ連合委員会

クラブ連合委員会は文化系クラブ・サークル、体育系クラブ・サークルを統括する。

3 秋桜祭実行委員会

秋桜祭実行委員会は、学園祭を企画、運営する。

4 その他必要に応じ都度設置される新たな委員会

委員会を設置する場合には、学生団体に関する規約第4条に従い、承認手続きをとるもの  
とする。

第24条 前条の各委員会には、学生有志が参加できるものとする。

第25条 第23条の各委員会の組織構成、運営その他詳細については、別に定める。

### 第3章 会 計

第26条 本会の経費は会員の納付する会費、その他の収入をもってこれに充てる。会費の増減が必  
要な場合には、クラス学生総会および学生問題協議会の議決を得なければならない。

第27条 本会の会計は、代表委員会が管理の責任を負い、会計事務は教育支援センターに委託する。

第28条 会員は会費を授業料納入と同時に納入しなければならない。

第29条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第30条 予算の決定はクラス学生総会の議決を得て、これを学生問題協議会に報告するものとする。

第31条 代表委員会は、会計年度終了後、クラス学生総会において、決算の承認を得なければなら  
ない。

### 第4章 通 則

第32条 クラス学生総会の議決事項は、公示によりその効果を発する。

第33条 本会のすべての会議は公開を建前とし、会員に限り議長の許可を得て傍聴することができ  
る。

第34条 この規約に規定する各機関の役員または委員の不信任による解任は次の場合に成立する

1. 役員、委員の選出母体の構成員の3分の1以上の要請があり、その構成員の3分の2以上  
の同意があった場合
2. 役員、委員を選出した機関の会議で不信任の動機が2分の1以上の支持でとり上げられ、  
3分の2以上の賛成を以て議決された場合

第35条 本会および大学のいずれかが必要と認めた場合には、学生問題協議会にて協議をすること  
ができる。

#### 附則

この規約は平成21年4月1日に施行する。

この規約は平成25年4月1日から施行する。(第23条委員会の設置手続きについて追加)

この規約は平成26年4月1日から施行する。(短期大学部廃止による構成員の変更)